

報告第4号

専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月7日提出

匝瑳市長 宮内 康幸



事故の概要	損害賠償額	事故の過失割合 (%)		和解の相手方	和解の条件等	専決年月日
		相手方	市			
令和6年3月12日午前7時24分頃 匝瑳市川辺7番地先において、市道の管理瑕疵に起因する物損事故	4,840円	80	20	●●●●●●●● ●●●●●●●● ●● ●●	(1) 市は、●●●●に対して、4,840円を支払う。 (2) 本件示談のほか、市及び●●●●の間に、一切の債権債務関係がないことを確認する。	令和6年5月15日